

進路通信【第31号】

○【奨学金】渋谷育英会 奨学生募集について

1 奨学金の趣旨

この奨学金は、広島県出身又は居住の学生、生徒で学業・人物ともに優秀で、かつ、健康であって、学資金の援助が必要と認められる者に対し奨学金を貸与し、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

2 奨学生の資格

- (1) 資質並びに学業成績優秀で且つ健康な学生・生徒であること。
- (2) 経済的理由により学資の援助を必要とする者であること。
- (3) 来年の3月に卒業し、4月に高等学校、高等専門学校、短期大学及び大学または大学院へ入学する者であること。(含む入学予定者)
- (4) 現在、在学する学長、学部長及び学校長によって推薦された者であること。
- (5) 他の育英奨学団体から奨学金を受けていない者であること。**

3 奨学生の採用人員

来年度の奨学生の採用人員・・・高等学校または高等専門学校 10名

4 奨学金の額と貸与の方法

- (1) 貸与月額（高等学校または高等専門学校）・・・20,000円
- (2) 貸与期間 奨学生に採用したときから正規の最短修業期間とする。
- (3) 交付方法 貸与は当月分を毎月5日に本人の預金口座へ振込む。但し、5日が金融機関の休日の場合は休日明けの日とする。初回金の貸与は、4・5・6月をまとめて6月5日に一括送金する。

5 奨学金の返済方法

奨学金は、貸与が終了した月の翌月から起算して6か月を経過した後、15年以内に返済のこととし、利息はつけない。

6 奨学金の休止、停止または廃止

奨学生が次に該当することとなった場合には、奨学金の貸与を休止、停止または廃止することがある。

- ①奨学生が休学または長期にわたって欠席したとき。
- ②奨学生が学業または行動などの状況により指導上必要があると認めたとき。
- ③奨学生が傷病などのため修学の見込みがなくなったとき。

- ④奨学生が学業成績または性行が不良となったとき。
- ⑤奨学生が在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- ⑥その他、奨学生としての資格を失うか、当会が奨学生としてふさわしくないと認めたとき。

7 申請の手続き

奨学金の貸与を受けようとする者は、次の書類を取りそろえ早急に在学する学校を経て申請する。

①提出書類

- (a) 奨学生願書
- (b) 奨学生推薦書
- (c) 学業成績証明書（全履修科目の評定平均値が、5段階評価で4以上であること）
- (d) 卒業証明書または同見込証明書
- (e) 健康で学業に支障のないことを医師が証明した書類
次の書類でも可能（学校医が診断したもの）・・・（例）生徒健康診断票
- (f) 家族全員の住民票記載事項証明書（住所確認のため、市区町長の発行したもの）
- (g) 所得証明書（同居人全員のもの）・・・（市区町長の発行したもの）

（連帯保証人の年間所得金額が400万円以下を選考基準の要素として考慮させていただきます。）

②提出期間

令和4年10月18日から令和4年11月18日（到着）まで

③提出先

在学する学校経由にて当会事務局へ提出してください。

8 選考方法

- ・書類選考
- ・面接選考（本人）※書類選考された者について後日通知する。

申請を希望する方は、11月1日（火）までに担任までご連絡ください。
よろしく申し上げます。